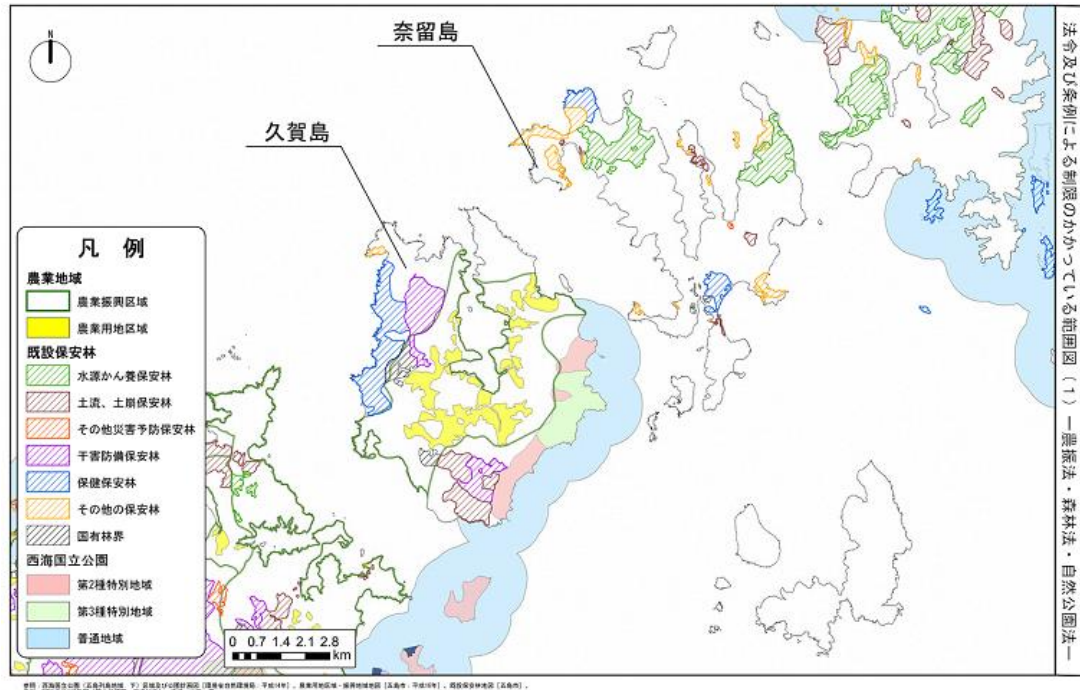


第4章 文化的景観の保存に配慮した土地利用に関する事項

1. 法令等による土地利用規制

計画対象範囲には右記の一覧に示す通り、景観法に基づく行為規制が全ての範囲に適用されるほか、自然公園法、文化財保護法、森林法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律による行為規制が適用されている土地が含まれる。



●土地利用規正法等による行為規制の一覧

根拠法令	対象範囲	許可・届出等	主な行為規制	罰則規定
自然公園法（国立公園）	特別地域	許可又は届出	<p>【許可事項】</p> <p>①工作物を新築し、改築し、又は増築すること、②木竹を伐採すること、③鉱物を掘採し、又は土石を採取すること、④河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること、⑤環境大臣が指定する湖沼又は湿原汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること、⑥広告物等掲出・設置し、又は広告等を工作物等に表示すること、⑦屋外において土石その他の環境大臣が指定する物を集積し、又は貯蔵すること、⑧水面を埋め立て、又は干拓すること、⑨土地の開墾、土地の形状を変更すること、⑩高山植物その他の植物で環境大臣が指定するものを採取し、又は損傷すること、⑪山岳に生息する動物その他の動物で環境大臣が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は指定動物の卵を採取し、若しくは損傷すること、⑫屋根、壁面、塀、橋、鉄塔等の色彩を変更すること、⑬湿原その他これに類する地域のうち環境大臣が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること、⑭道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において車馬・動力船を使用し、又は航空機を着陸させること、⑮前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの</p> <p>【届出事項】</p> <p>木竹の植栽、家畜の放牧</p>	懲役又は罰金
	普通地域	届出	<p>①その規模が環境省令で定める基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が環境省令で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）、②特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること、③広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること、④水面を埋め立て、又は干拓すること、⑤鉱物を掘採し、又は土石を採取すること（海面内においては、海中公園地区の周辺一キロメートルの当該海中公園地区に接続する海面内においてする場合に限る。）、⑥土地の形状を変更すること、⑦海底の形状を変更すること（海中公園地区の周辺一キロメートルの当該海中</p>	懲役又は罰金

			公園地区に接続する海面内においてする場合に限る。)	
景観法	文化的景観地区・景観重要地区	届出	①建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更、②工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更、③都市計画法第4条第12項に規定する開発行為その他政令で定める行為、④良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為	罰金
五島市景観条例 ※添付	文化的景観地区・景観重要地区	届出	①土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更行為、②木竹の伐採、③屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積、④水面の埋立又は干拓行為	勧告
森林法	地域森林計画の対象となっている私有林	許可	1 haを超える開発行為	罰金
		届出	立木の伐採	罰金
	保安林	許可	①立木の伐採 ②立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為	罰金
文化財保護法	周知の埋蔵文化財包蔵地	届出	土木工事等を目的として周知の埋蔵文化財包蔵地の発掘しようとする行為	—
	重要文化財	届出	万一、地震などの災害によって指定文化財がき損等した場合は、速やかに都道府県・政令指定都市教育委員会又は文化庁に連絡相談し、適切な応急処置をとる。	—
文化財保護条例	県指定文化財	許可	現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為	罰金又は科料
	市指定文化財	許可	現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為	罰金又は科料
農地法	農地	許可	農地の権利の移動、農地の転用及び農地転用のための権利の移動	懲役又は罰金
農業振興地域の整備に関する法律	農用地	許可	宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築等の開発行為	懲役又は罰金

長崎県屋 外広告物 条例	重要文化 的景観選 定区域	禁止	屋外に広告物を設置する行為。 文化財保護法選定区域は禁止区域である。	罰金
五島市椿 樹及びし きみ樹保 護条例	久賀町、 蕨町、猪 之木町及 び田ノ浦 町の区域 内	許可	保護樹は、自然林又は人工造林のいかんにかかわらず、みだりに伐採する行為。 保護樹の改良、手入れその他やむを得ない理由により、これを伐採しようとするとき行為。	五島市椿 樹及びし きみ樹保 護条例

2. 土地利用に関する考え方

計画対象地域の集落構造は、山林～耕作地～居住～漁港・海域と連続することから、以下のように分析される。

【集落構造】

A. 内海に面した集落 → 傾斜が緩やかで河川を利用した広い棚田群が特徴
(猪之木、永里、久賀、市小木、大開集落)

このタイプの集落は、馬蹄形に並ぶ山系を背景として久賀湾に面して立地しており、猪之木、永里、久賀、市小木、大開の各集落が該当する。それぞれの集落は、水源である河川に沿うように緩やかな斜面に形成されている。

また、久賀湾に面した集落の水田に共通することは、傾斜が緩やかなこともあり、外岸の集落と比較して棚田・段々畑の区画が大きく取られていることである。農業のための用水は各集落が面している河川から引かれ、田植えの準備が行われる3、4月には河川に沿った谷全体が河川の流域となるような幅広い棚田の溪谷が形成される。

B. 外海（瀬戸）に面した集落 → 急傾斜地で沿岸部の集落と傾斜地の段々畑が特徴
(田ノ浦、外上平、福見、五輪、細石流(ざざれ)集落、大串集落、江上集落)

このタイプの集落は、集落の周囲・背後には急峻な山系が迫り、狭隘な谷迫地形を形成しており、奈留島の各集落と共通する集落構造である。

各集落に流れている河川は、その長さ、および、流域面積が久賀湾に流れ込んでいる河川と比較して短く、傾斜が急な河川に沿う急斜面に石垣積みの棚田・段々畑が作られ、河口付近に漁港や集落（居住地域）が形成されている。半農半漁の生業形態をとるが、漁業に重きを置いている。

C. 内海と外海の両者に面している集落

→ 集落は外海に立地するが、耕作地が尾根を越えた場所にあるのが特徴
(蕨集落)

第3の集落分類として、内海に面した集落と外海に面した集落の両方の特性を持つ集落があり、久賀島においては北東部の蕨集落があげられる。分類A、Bの集落がひとつの水系沿いに形成されているのに対して、蕨地区は峠を挟むように集落が形成されており、集落の中に島の外岸に流れ込む水系と久賀湾に流れ込む水系の両方を含有しているという地理的特性を持っている。一見すると漁村に特徴的な集村形態をとり、実際に漁業や物流にも関わっているが、同時に周囲に耕作地が展開しており、特に尾根を越えた内幸泊には、久賀湾に面した広大な棚田を有している。いわば、外海と内湾（久賀湾）の資源を利用する生業形態が、土地利用に反映されているとみることができる。

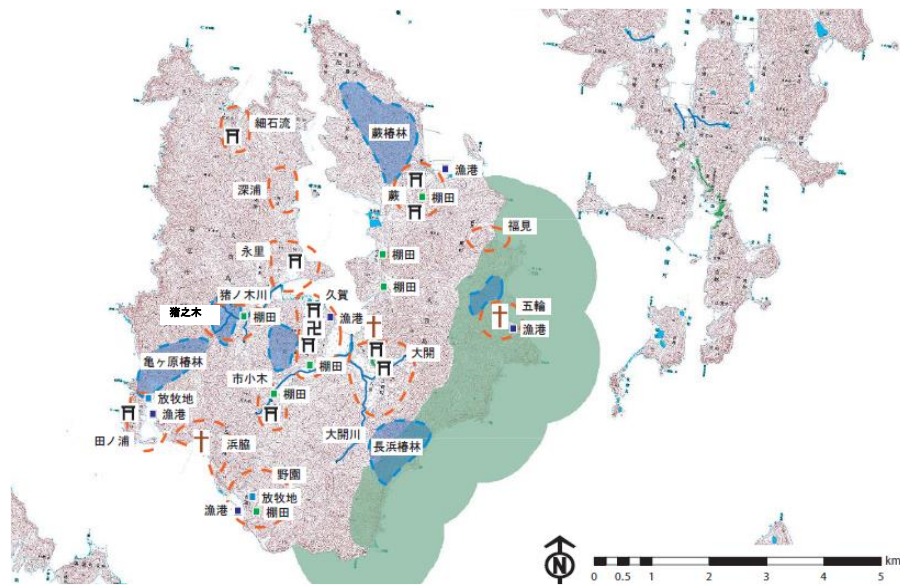
【久賀島】

(1) 久賀島の特徴

集落と水田は馬蹄形(馬蹄形)の山脈から久賀湾に向かう斜面に多く存在しており、集落名でいうと、久賀、大開、猪之木、蕨(幸泊)に棚田・水田景観が広がっている。上記の集落における耕作地、および、耕作放棄地の分布状態からは、以前は標高が高いところまで棚田が河川沿いに開かれていたことが伺える。また、島の外岸側においては北東部の福見においても谷から海岸に流れる川に沿って水田が形成・維持されている。東部の五輪をはじめ、南西部の浜脇、野園、田ノ浦においても各地区の河川沿いに急斜面を切り開いた棚田・段々畑があったが、現在は耕作放棄地となっていたり(五輪、浜脇)、放牧地(野園)、あるいは、椿林(田ノ浦)となっていたり、土地利用形態が変容しているケースも多く見られる。

(2) 久賀島の集落分析

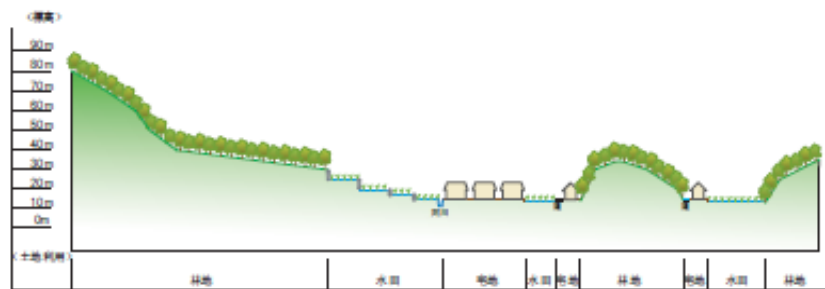
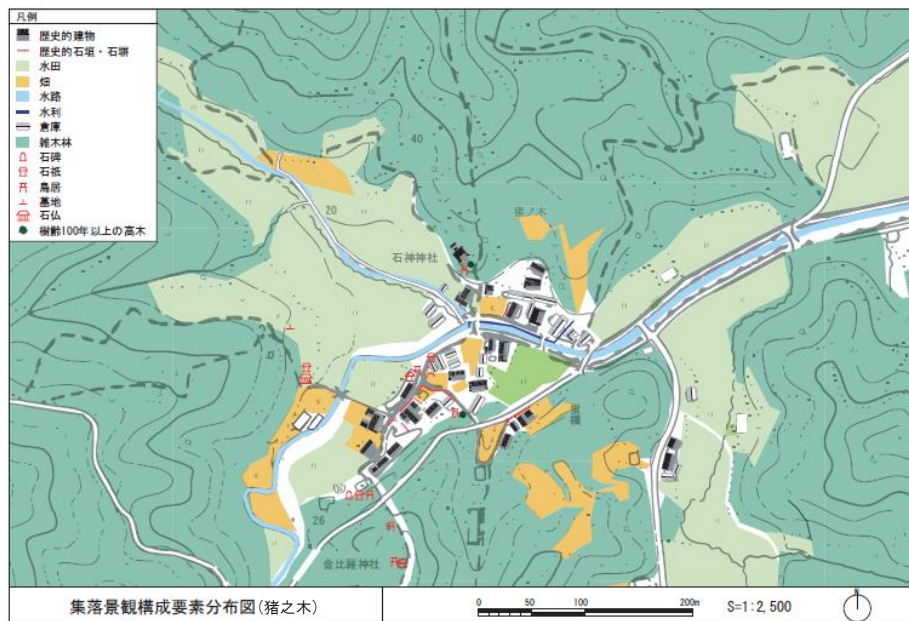
久賀島内の集落にみられる共通点は、標高約 100m 弱の地点が地理的境界となっていることであるが、各集落の景観特性と空間機能的特性は、おおまかに A 島の内湾である久賀湾に面する集落、B 外海に面する集落、そして、C 両者に面する集落に分類される。前者の久賀湾に面する集落は、標高約 100m、もしくは、それより標高の低い地点から、大開川、市小木川、猪ノ木川といった全長 2km 以上の傾斜が比較的緩やかな河川沿いに、湾を見下ろすように広がっているのに対して、後者である外岸に面する集落は長さが比較的短い河川の河口付近に漁港、居住地域、そして、農地が密集しているだけでなく、海を挟んで隣接する島の集落に面している。また、久賀島内の全ての集落に共通している点として、集落の限界域に椿林が立地していることがあげられる。以下に、各集落のそれぞれの特性を記述する。



久賀島集落位置図

A 内湾に面した水系と集落の特性

馬蹄形に並ぶ山系を背景として猪之木、久賀、市小木、大開の各集落は、久賀湾に面して立地しているが、それぞれの集落は各集落の水源である河川に沿うように緩やかな斜面に形成されている。猪之木、久賀、市小木、大開の各集落においては居住地域と生業地域である水田は明確に区分されている。また、久賀湾に面した集落の水田に共通することは、傾斜が緩やかなこともあり、外岸の集落と比較して棚田・段々畑の区画が大きく取られていることである。農業のための用水は各集落が面している河川から引かれ、田植えの準備が行われる3・4月には河川に沿った谷全体が河川の流域となるような幅広い棚田の溪谷が形成される。

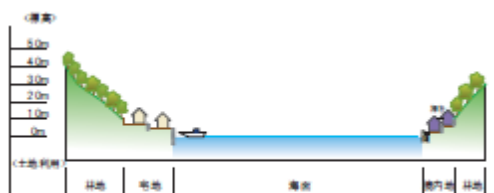
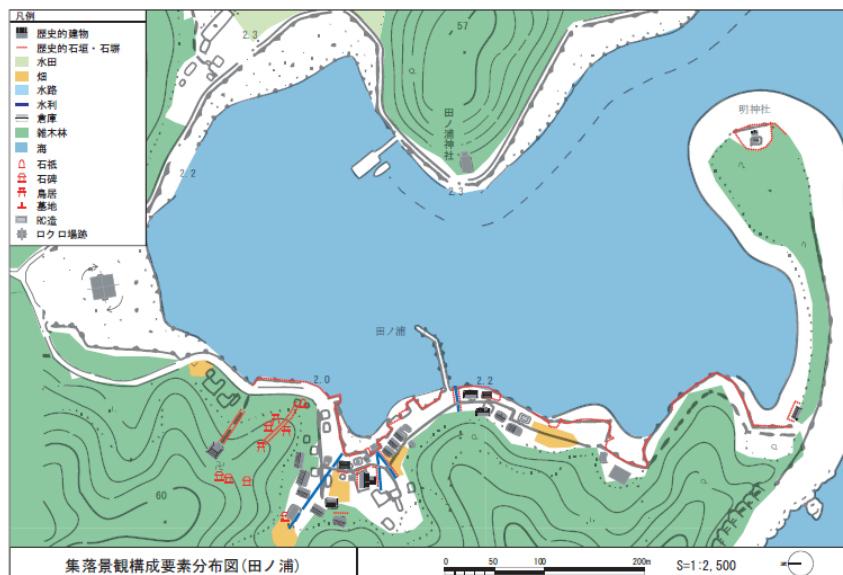


猪之木集落断面図

久賀湾に面した集落（猪之木集落）

B 外海に面した水系と集落の特性

内岸の久賀湾に面する集落が傾斜の緩い斜面に立地しているのに対して、島の外海においては、長さが比較的短く、かつ、傾斜が急な河川に沿って集落が形成されている。田ノ浦、浜脇、野園、福見、五輪といった集落に流れている河川は、その長さ、および、流域面積が内湾に流れ込んでいる河川と比較して短く、河川に沿う急斜面に石垣積みの棚田・段々畑が作られ、河口付近に漁港や居住地域が形成されている。



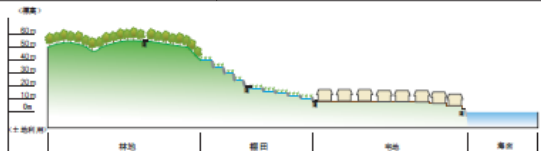
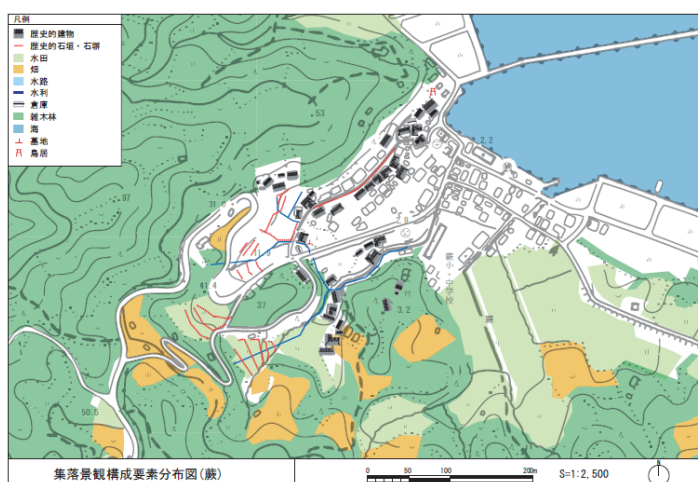
田ノ浦集落断面図



外海に面した集落(田ノ浦集落・五輪集落)

C 内湾集落と外海集落の両者に面する集落

久賀島の第3の集落分類として、内湾集落と外海集落の両者に面する集落である北東部の蕨集落があげられる。第1・2分類の集落がひとつの水系沿いに形成されているのに対して、蕨地区は峠を挟むように集落が形成されており、集落の中に島の外湾に流れ込む水系と久賀湾に流れ込む水系の両方を含有しているという地理的特性を持っている。蕨地区全体を見渡せる久賀地区方面に向かう南側の峠や福見地区に向かう東側の峠から集落を見渡すと、約500m²の区域内に漁業（蕨港）、居住地区、そして、農業（棚田）が帯状に配置され、景観判断の基点となる峠や河川を境界として帯状（漁業地域〔港〕 - 居住地域 - 農業地域 - 墓地 - 椿林）に集落が完結しているのではなく、むしろ、蕨地区の生活・生業の空間は山を挟んだ広域の帯（漁業地域〔港〕 - 居住地域 - 農業地域 - 椿林 - 峠〔山〕 - 農業地域 - 漁業〔養殖場〕）に続いている。



内海と外海両方の要素を有する集落（蕨集落）



蕨の集落景観

左：集落の南西に位置する峠から撮影。棚田－集落－漁港と続く。
 右：集落の東部の海側から撮影。棚田－集落と続く。

【奈留島】

(1) 奈留島の特徴

奈留島の集落構造は圍繞的な景観を呈するものが多く、特徴的な地形として抽出できる。一方で、昭和 40 年頃を境に漁業活動が活発になり、主たる生業が農業主体の半農半漁から漁業へ移り変わったことから、圍繞景観を体験させる段々畑が失われ、集落構造における外観の大きな変化につながったものと考えられる。特に江上集落と大串集落は生業形態や土地利用において共通点が見られ、その文化的景観構成要素の背景として、奈留島に隣接する久賀島との深い関係性がある。

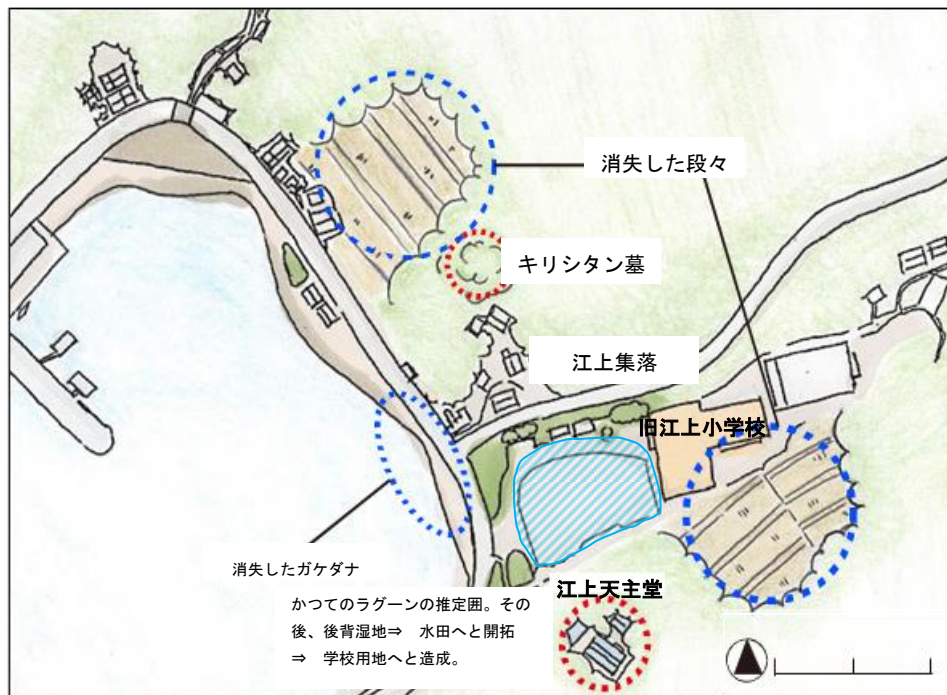
(2) 奈留島の集落分析

B 外海に面した水系と集落の特性

・ 江上集落

江上集落は奈留島の北西部に位置しており、大串湾に面する小さな入江に開けた集落である。移住者は細長い半島の各所にあった小規模な沖積地へ移住、狭い谷間を田畑に開拓を行っていった。そのため圍繞景観を呈する独特の景観となっている。後方には山が迫り、平地に恵まれていない自然条件のもと農業主体の半農半漁の生活を送っていたが、近代(明治後半)に入ると漁業活動が活発になり、漁業へ移り変わる。昭和 40 年ごろまでは、急峻な斜面を活用した段々畑が形成されていたが、生業の主体が大串集落と共同で行うキビナゴ漁に移行したことを期に、段々畑の管理は滞っていくようになる。この頃から、圍繞景観を構成する一部の段々畑が失われ、集落構造における外観の大きな変化につながった。

旧江上小学校跡地の南側に平成 20 年に国の重要文化財に指定された江上天主堂が存在している。その天主堂の前にはタブノキの巨木が生えている。江上集落は両側を斜面に挟まれてまとまりのある圍繞的な景観となっており、集落北部の小高い場所にはカトリックの墓の形態を伝えるキリシタン墓地が確認されている。現在は、幹線道路から枝分かれする小道に少数の世帯単位が集まり、斜面の石垣と小規模な畑が民家と調和しながら、小さなまとまりを形成している。

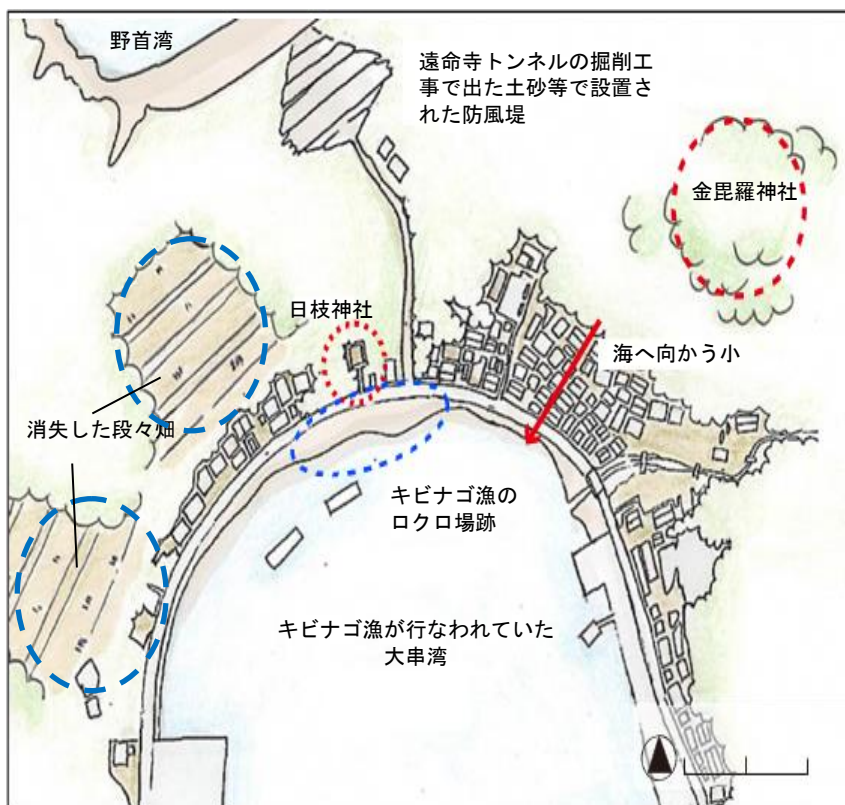


・大串集落

大串集落は江上集落と同様に島の北西部に位置し、南向きに向けた大串湾岸に沿った集落で、湾の奥は北方からも野首浦が入り込み細かくびれた地形を呈している。後方には高い山が迫っており、平地の狭い圍繞景観が形成されている。また集落の北側には江上天主堂前の遠命寺トンネルの工事で出た土を活用した防風堤も設置されている。家屋が密集して配置されているが、一定の畑や空き地が確保されている。石積みや井戸、北側の斜面には椿が広範囲に渡り植えられている。大串集落の民家の多くは密集かつ屋根の傾斜が海側に向いており、民家の間には狭い小道が存在している。

集落には古くから「日枝神社」が存在しており、数名の平家の落人が住み着き、拝殿を建設して信仰したことがその始まりとされている。さらに集落を見下ろせる裏山の中腹には豊漁と漁民の安全を祈願する金比羅神社を有し、漁村らしい風景が残されている。現在、道は整備されておらず、山頂のお堂までの経路も繁茂した樹木によって覆われてしまっている。集落が賑わっていた頃には金比羅神社から集落を見下ろすことが可能であり、漁村集落の典型的な集落構造を呈していたことが伺える。

農業に関しては、地形上平坦な耕作地が乏しいため、畑でサツマイモや小麦を主要作物として耕作してきたが、生産性が低いことから現在では自家消費用として栽培されているのみである。集落を囲む山に沿って広がっていた段々畑は、現在土留めの石積みのみが残っており、金比羅神社に向かう道中にも同様の石積みを確認された。



【ヤブツバキと景観構造】

(1) ヤブツバキの分布

平成 21 年に五島市農林課が実施したコドラード調査は、1 平方kmあたり 10 箇所、10m×10m の方形観測地点を 10 箇所設け、島内のヤブツバキをカウントしたところ、推計で 811,580 本のヤブツバキが自生していることが分かった。自生密度では、五島列島の他の島と比べて最も高い。ツバキ林が次々と放棄された昭和 40 年代以降、シイ・カシ萌芽林と化す中でこれらの高木に覆われてしまったが、現在でも中低木としてかなりの密度で自生していたのである。このように、久賀島の山林には潜在的に非常に多くのヤブツバキが自生しており、五島列島の他の島嶼と比較しても特異な植生であることがうかがえる。

ここで注目したいのが、ツバキ林の分布状況である。いずれの集落も、集落近辺のツバキ林以外に、外海に面した谷沿いにツバキ林を有している。久賀島は分水嶺が外海寄りに偏っており、久賀湾に面した集落からは遠距離であるうえ、ほとんどの場合分水嶺を越えて徒歩でツバキ林までアクセスしなければならず、非常に苦労したとの話も聞く。それにもかかわらず、外海に面した谷間のツバキ林を頻繁に利用したのは、この場所のツバキでなければならない理由があったからである。猪之木集落での聞き取り成果によれば、外海に面した郷有のツバキ林は、一様に樹高が低かったという。五島列島は、冬場の北西の季節風が強く、秋には前線の影響で北東や南よりの風が強く吹く地域であり、久賀島も例に漏れない。外海に面したツバキ林は、潮風に当たることで樹高が抑制され、他の樹木の繁茂も限定されていた。久賀島でのツバキ実採取は、木に登って採取する点の特徴の一つであるが、樹高が高いと作業がしにくく落下する危険も伴うのに対し、樹高が低いツバキ樹はツバキ実採取に非常に有利である。また、季節風の影響で他の樹木の繁茂が抑制されているため、年に一度集団でツバキ林に入って地面を踏みつける程度で、下草を押さえてツバキ林を維持することができた。

つまり、久賀島では、ツバキ林を集団で意図的に管理して維持していたのではなく、むしろ、島内に豊富に自生するツバキの中から、最小限の手間で維持管理が可能で、ツバキ実採取に有利なツバキ樹が多い場所を、選択的にツバキ実採取地として利用していたことになる。また、集団でツバキ林に入って反復的にツバキ実採取をおこなう行為そのものが、結果としてツバキ林を維持することにつながっていた。ツバキ林の形成と維持管理は、久賀島の地形と気象条件に基づく独特の植生を巧みに利用することによって成り立っていたのである。外海に面した亀河原ツバキ林や長浜ツバキ林は、現在もツバキ林の面影を残しており、島民の知恵の一端を知ることができる。

(2) ツバキ実採取にみる集落の資源利用

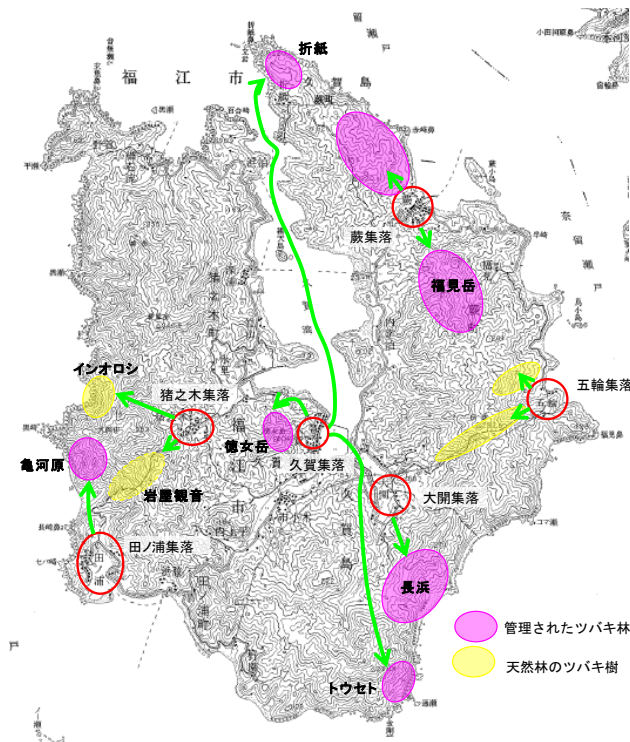
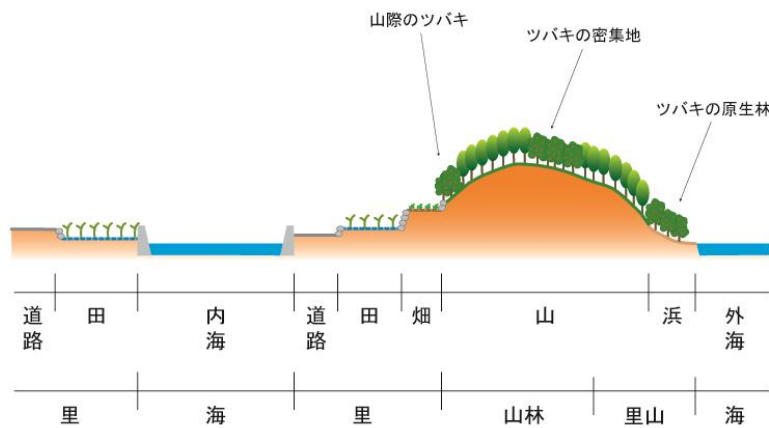
久賀湾に面した大開集落、猪之木集落は、湧水を起源とする大開川、猪ノ木川が集落中央を流れ、下流域を中心に傾斜の緩やかな棚田を形成している。生業の中心は稲作であるが、9 月～10 月にかけてはツバキ実採取を行う。両集落のツバキ林は外海に面した郷有林で、集落からは山の稜線を越えてアクセスしている。一方、同じく久賀湾に面した久賀集落は、干拓以前は港を有し、久賀湾を利用した物流の拠点であった。また、久賀集落では折紙やトウセトなど、外海に面したツバキ林でのツバキ実採取を行っていた。

このように、久賀島における資源利用は、内湾と外海という異なった環境にある特徴的な資源を利用する点が特徴である。立地環境の違いにより異なった土地利用を見せる

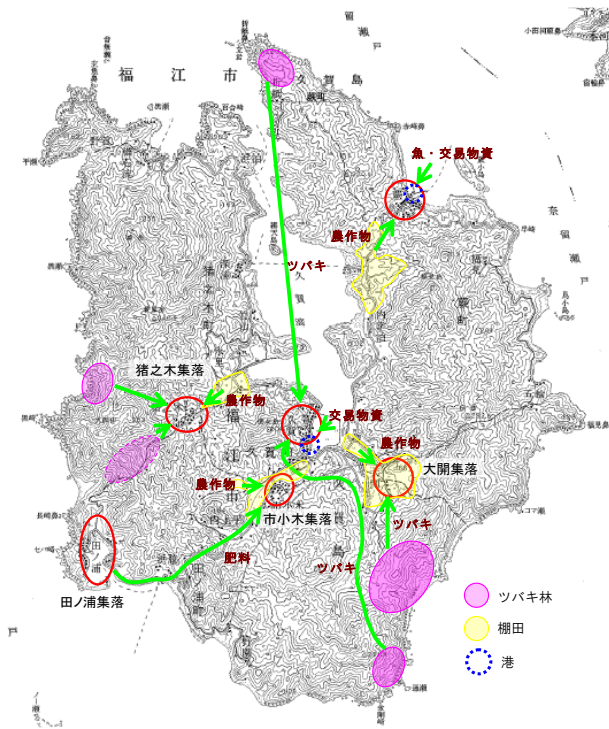
集落も、資源利用の観点からは集落内の資源のみならず、集落外の環境が異なる資源も巧みに利用する点で共通している。

久賀島を含めた五島列島周辺では、沿岸部の海産物と内陸部の農産物をめぐる集落相互の互惠関係が確認できる。このような関係は、田ノ浦集落と市小木集落のように久賀島でも認められるが、久賀島の最大の特徴は、外海の資源としてツバキ実を選択し、さらに内湾の集落がツバキ実を直接採取に出かけている点にある。これにより、結果として各集落の資源利用の領域が広域に渡ることとなり、久賀集落に至っては久賀島の北端から南端までを活動領域としているのである。このように、ツバキ林は外海に面した環境に特徴的な資源として活用されており、特に内湾に面した集落での資源利用を特徴づける重要な要素となっている。

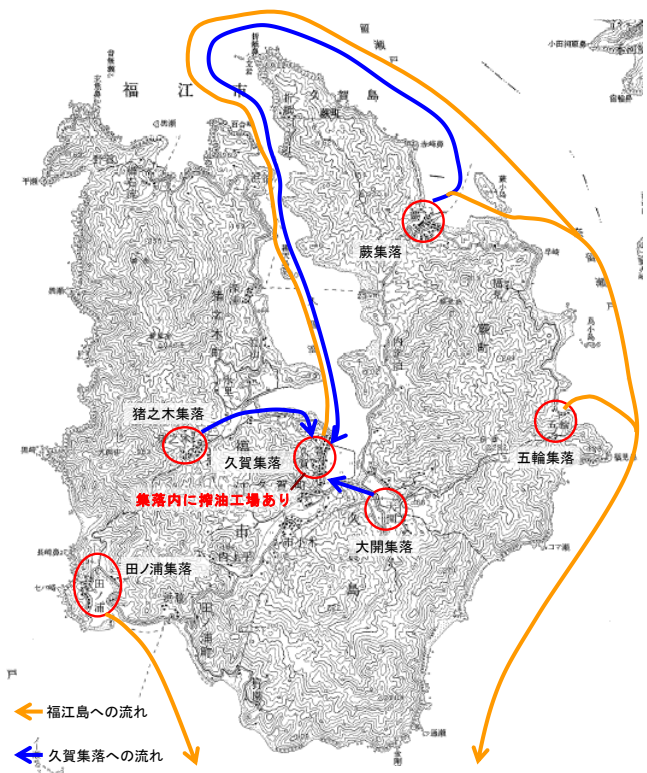
久賀島ツバキ林構造図（東半島）



久賀島におけるツバキ実採取地



外海と内湾の資源利用状況



久賀島のツバキ実出荷先

3. 土地利用に関する事項

文化的景観の保存に配慮した土地利用を促すために、本章では土地利用に関する事項を示す。

対象区域は、「山林区域」、耕作地を含む「居住区域」、「海洋区域」の3つの景観単位により構成されている。

保存管理に関する基本方針を踏まえ全体の構成を大切にし、景観単位の構成を維持するとともに、各景観単位のまとまり、一体性を維持することを基本とする。この3つの景観単位の他、全域にわたって留意する事項、複数の景観単位にわたる要素に関して、具体的な方針を示す。いずれも、山の稜線を分断しない等、周囲の景観や眺望に十分配慮を行うものとする。

(1) 全域にわたって留意する事項

主に、再生可能エネルギー施設、屋外広告物などこれから発生する可能性のある開発についての方針を示す。これらの開発が行われる場合、景観に大きな影響を与えることが想定されており特に注意を払う必要がある。

開発等	土地利用に関する事項
太陽光発電施設、風力発電施設、その他これらに類する再生可能エネルギー施設	<ul style="list-style-type: none">・原則、再生可能エネルギー施設太陽光発電施設及び風力発電施設は設置しない。・潮流発電は景観に影響のない海中のみ工作物を設置し、地上の設備は重要文化的景観の範囲外に設置をする。・「文化的景観地区」、「景観重要地区」及び久賀島周辺海域及び奈留瀬戸については、特に良好な景観の保全を図る必要がある区域であり、再生可能エネルギー事業を行わない抑制区域としている。
屋外広告物	<ul style="list-style-type: none">・文化的景観地区のため、屋外広告物の設置希望者に景観への特別な配慮を求める。
その他	<ul style="list-style-type: none">・大規模な鉄塔類を設けないことを原則とする。防災等の観点からやむを得ない場合は、事業者周囲の景観に十分配慮する。(山の稜線を分断しない等)

(2) 山林区域

島の大部分を占める山林を範囲とする。現状維持に努めるとともに、伐採跡地の回復、育成を行うことで森林保全に努める。本地域において、優れた自然景観の一部は宅地等に開発は行われず、自然公園法による自然公園や森林法による保安林として保護されている。それらに隣接する景観を構成する要素についても、景観として連続したものとして、同様に保全されるよう努める。

景観を構成する要素	土地利用に関する事項
天然林	・天然林が残る森林の多くは、自然公園、保安林で保全されており、今後も現状維持を行う。
ツバキ林	・島内に所在するツバキ林は、その保全に努め、荒廃を防ぐために適切な管理を行う。
タブノキ	・適切な管理を行い、現状を維持する。
二次林	・家庭で薪を使用していた時代には、定期的に伐採され、更新されてきた場所であり、スダジイ林が多い。森林の適切な維持管理を行うとともに、周辺の植生区分に配慮し、植生の回復も検討する。
人工造林	・適切な管理を行い、現状を維持する。

(3) 居住区域

居住区域は居住地及びその周辺の耕作地を範囲とする。多くの人が住んでいる区域であり、景観の移り変わりが想定される。基本方針を踏まえて木造平屋建て又は2階建てを中心とした集落景観を保存する。

景観を構成する要素	土地利用等に関する事項
住居	・現在、多くの家屋が木造であり、その屋根の形態や棟の向き、外壁の板張り等に気候や風土への対応が見られる。住宅の新築や改修にあたってはこれらの特徴を踏まえつつ、高さ、色彩、屋根の構造等について、周囲の景観との調和を図る。周囲の景観と一体となった良好な景観を維持していく。 ・防風石垣や、家屋石塀等の保全に努める。 ・住居群（集落）としての環境や景観を保全に努める。
工場・事業所	・上記の住居に関する事項にならい、文化的景観への影響を極力抑え、文化的景観の特徴・特質に配慮し、周囲の景観との調和を図る。

	敷地の緑化や、木壁等による景観阻害要因の遮蔽に努める。
神社、寺、 教会堂 信仰に関する 空間	<ul style="list-style-type: none"> ・境内の自然環境や景観の保全に努める。 ・伝統的な様式、地域的な慣習・慣例、古写真を参考とし、島の歴史や文化に配慮し、周囲の景観との調和を図る。 ・これら信仰に関する施設は、設置場所に意味がある場合が多く、文化的景観の核となる施設でもあるため、原則として移設・移転は行わない。
墓地	<ul style="list-style-type: none"> ・墓地様式や時代性に特徴のあるものについては、文化的景観の無形の要素と関係が深い可能性があるため、その所在の把握し、住民の協力を得ながら適切に記録を行い、保存公開に努める。
公共施設	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画に基づき、敷地の緑化や、木壁等により、景観阻害要因の遮蔽に努め、周囲の景観との調和を図る。また、改修に合わせ、積極的な修景に努める。
広場、公園	<ul style="list-style-type: none"> ・公共の空間として利用が続けられる状態とする。 ・集落と一体となって良好な景観を形成するよう活用方法や整備方針を検討する。
耕作地、 耕作放棄地等	<ul style="list-style-type: none"> ・農地として継続利用と耕作放棄地の農地再生の可能性を検討する。また耕作放棄地は資材等の投棄場所にならないよう、良好な景観を維持する。
集落の緑地及び 樹林・防風林	<ul style="list-style-type: none"> ・現在集落にある樹木のうち象徴的なものは、特に配慮し残す。 ・住居や農地などの周囲に自生し、結果的に防風林となっている樹木は、その機能に鑑み集落・生業景観の特徴でもあるため保全する。
石造物	<ul style="list-style-type: none"> ・場所に意味がある場合が多く、原則として移設を行わない。やむを得ない場合は、近接した場所へ設置することとする。 ・古い時代の石造物も多く、地域の歴史や文化の貴重な物証であるため、原則として石材の更新は行わない。やむなく石材を更新する場合は調査・記録を行い、必要に応じて旧部材は保存する。
工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・景観の連続性を阻害しているものについては、修景事業を行う。

(4) 海洋区域

海洋区域は、海岸部、海域及び漁港を範囲とする。現状を維持し、漁業施設と自然との調和を図る。陸から海にかけての眺望や景観の連続性、自然を大切にす。

景観を構成する要素	土地利用等に関する事項
海岸	<ul style="list-style-type: none">・現在の海岸線を保全する。・磯場は魚介類や藻類の採集場として保全する。
海域	<ul style="list-style-type: none">・工作物が海面上に現れることのないよう努める。
池・湖沼	<ul style="list-style-type: none">・奈留島の特徴的な景観である現存するラグーンの保全に努める。
地質鉱物	<ul style="list-style-type: none">・ビーチロックの保全に努める。
漁港(陸域の漁業に関する施設を含める。)	<ul style="list-style-type: none">・新設、改良工事については、景観への影響が考えられるため、景観への配慮を最大限行うこととする。・漁港としての機能の維持や利用者の安全に配慮する。

(5) 複数の景観単位にわたる要素

上記(2)～(4)の景観単位にわたる連続する河川、道路、石積み、石垣などについて、他の構成要素との関係や連続性に留意し、一体感を意識した景観保全を図るものとする。

景観を構成する要素	土地利用等に関する事項
道路、林道、農道	<ul style="list-style-type: none">・生業、生活や森林の適切な維持管理のために必要とされる場合は、文化的景観の価値を損なわず、かつ価値を活かした整備を行う。・新設、改良工事については、集落景観への影響が考えられるため、景観への配慮を最大限行う。
河川	<ul style="list-style-type: none">・現在の河川の流路を保全する。
石積み 石垣	<ul style="list-style-type: none">・集落内に存在する石積みは、良好な景観を示す魅力的なものであるため、その場所の把握と周知に努め、必要に応じて記録を取り、現状保存に努める。・現在は人が住んでいないところにある石積みもかつての集落の様子をうかがわせる貴重なもののため、必要に応じて記録をとり、現状の保存に努める。

4. 文化財保護法に基づく届出について

(1) 文化財保護法に基づく届出対象行為

文化財保護法で届出対象とする行為は、文化的景観の重要な構成要素に対する以下の行為である。その具体的な取扱いについては、第6章文化的景観の重要な構成要素の個票に示す。

■届出を要する行為

届出の種類	届出者	届出が必要な場合	届出日
滅失	所有者又は権原に基づく占有者	焼失、流失等により滅失した場合	事実を知った日から10日以内
き損	所有者又は権原に基づく占有者	災害等により大きく破損した場合	〃
現状変更又は保存に影響を及ぼす行為 (現状変更等)	行為をしようとする者	移転・除去等、重要な構成要素の価値に影響を及ぼす増改築等の行為	行為をしようとする日の30日前まで

なお、重要な構成要素の滅失又はき損が生じた場合、または現状変更等に関する事前相談の連絡先（文化的景観担当課）は以下の通りである。

五島市役所政策企画課 住 所：長崎県五島市福江町1番1号
電話番号：0959-72-6782